

EXEーi グローバル中小型株式ファンド
追加型投信／内外／株式

投資信託説明書（請求目論見書）

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2020年8月13日

SBIアセットマネジメント株式会社

E X E i グローバル中小型株式ファンド

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う本ファンドの募集については、発行者である委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2020 年 8 月 12 日に関東財務局長に提出しており、2020 年 8 月 13 日にその効力が生じております。

委託会社における照会先
 S B I アセットマネジメント株式会社（委託会社）
 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前 9 時～午後 5 時）
 ホームページアドレス <http://www.sbi-am.co.jp/>

2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 3 項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得する時までに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

<目次>

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第 1 ファンドの状況	4
第 2 管理及び運営	27
第 3 ファンドの経理状況	34
第 4 内国投資信託受益証券事務の概要	46
第三部 委託会社等の情報	47
第 1 委託会社等の概況	47
信託約款	

発行者名	S B I アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 梅本 賢一
本店の所在の場所	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

E X E - i グローバル中小型株式ファンド

(以下「ファンド」または「本ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(i) 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により、評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

(ii) 基準価額の照会頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

・ 分配金の受取方法により、お申込には2 つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）

・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

①分配金受取コース

②分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

また、確定拠出年金を通じて取得申込を行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

2020年8月13日（木曜日）より2021年2月12日（金曜日）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社は、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社は、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込みの方法等

- (i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨のお申込書を提出します。
- (ii) 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。
- (iii) 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。
(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。)
- (iv) 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「積立投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第 1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

②ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／内外／株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

◎商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信／内外／株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
		その他資産 ()
	内外	資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(株式(中小型株)))
決算頻度	年1回
投資対象地域	グローバル(日本含む)
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	なし

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回			
一般	年2回	グローバル		
大型株	年4回	(日本含む)		
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ()
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット	()	中近東		
属性 ()		(中東) エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券(株式(中小型株)))				
資産複合				

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券(株式(中小型株))です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（株式（中小型株）））	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル （日本含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。
ファンド・オブ・ファンズ	目論見書または信託約款において、投資信託及び外国投資信託の受益証券ならびに投資法人及び外国投資法人の投資証券(投資法人債券を除く)への投資を目的とする投資信託（ファミリーファンドのベビーファンドに該当するものを除く）をいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

③ファンドの特色

1

主としてETF(上場投資信託)への投資を通じて、世界(日本を含む)の中小型株式へ実質的に投資します。本ファンドが投資対象とするETF(上場投資信託)については、後述の投資対象ファンドの概要をご覧ください。なお、それらを個々にまたは総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

2

本ファンドは世界(日本を含む)の中小型株式市場の値動きと同等の投資成果を目指します。参考指標は、FTSEグローバル スモール・キャップ インデックス(円換算ベース)とします。(2015年2月変更)

<参考指標について>

FTSEグローバル スモール・キャップ インデックス(円換算ベース)*を参考指標とします。

FTSEグローバル スモール・キャップ インデックスとは、FTSE社が開発した指数で世界の中小型株式市場全体の動きを表す指数です。

本ファンドは参考指標に対して一定の運用成果をあげることを目標とするものではなく、実際の運用成果は参考指標と乖離する場合があります。なお、参考指標は委託会社の判断により予告なく変更される場合があります。

*FTSEグローバル スモール・キャップ インデックス(円換算ベース)は、FTSEグローバル スモール・キャップ インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算しております。FTSEグローバル スモール・キャップ インデックスに対する著作権、知的財産権その他一切の権利はFTSE社に帰属します。

3

世界(日本を含む)の中小型株式市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組み合わせることにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。

ポートフォリオの国・地域別構成比率(以下、構成比率)等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。

投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。(2015年2月変更)

(1) 米国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド	60%
(2) 米国を除く世界の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド	40%

市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、原則として3ヶ月に1回、基本投資割合へ戻す調整を行います。

基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、参考指標との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に1回行います。

4

本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社

世界27拠点に展開するモーニングスター・グループのひとつであり、同グループは投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供するグローバルな運用調査機関です。グローバルな調査体制を活かして株式銘柄の分析、ファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。

契約資産残高約1,787億円(2020年5月末現在)

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドは、以下の通りです。ただし、今後投資対象から外したり、新たなファンドを投資対象とする場合があります。(2019年2月変更)

1. バンガード・スモールキャップ ETF

連動する指数	CRSP USスモールキャップ・インデックス
指数について	CRSP USスモールキャップ・インデックスは、米国の小型株式の動向を示す株価指数です。米国の株式市場（ニューヨーク証券取引所、ナスダック、NYSE Arca）の時価総額下位2%～15%に属する銘柄で構成されています。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はシカゴ大学証券価格調査センター（Center for Research in Security Prices）に帰属します。
委託会社	The Vanguard Group, Inc.

2. バンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スモールキャップ ETF

連動する指数	FTSEグローバル・スモールキャップ（除く米国）インデックス
指数について	FTSEグローバル・スモールキャップ（除く米国）インデックスとは、FTSE社が開発した指数で、米国を除く世界の小型株の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はFTSE社に帰属します。
委託会社	The Vanguard Group, Inc.

④信託金の限度額

2,000 億円を上限とします。

- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

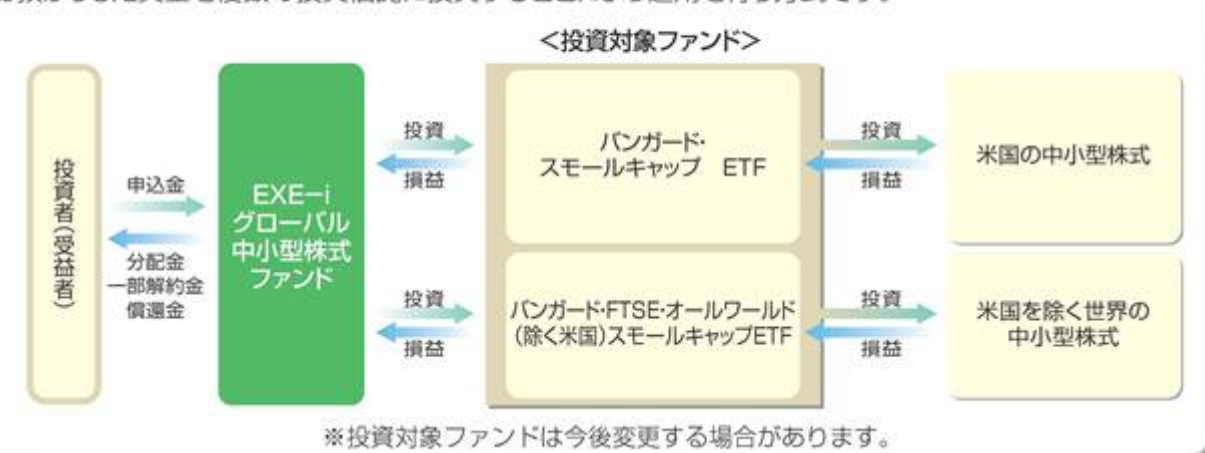
(2) 【ファンドの沿革】

2013年5月13日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

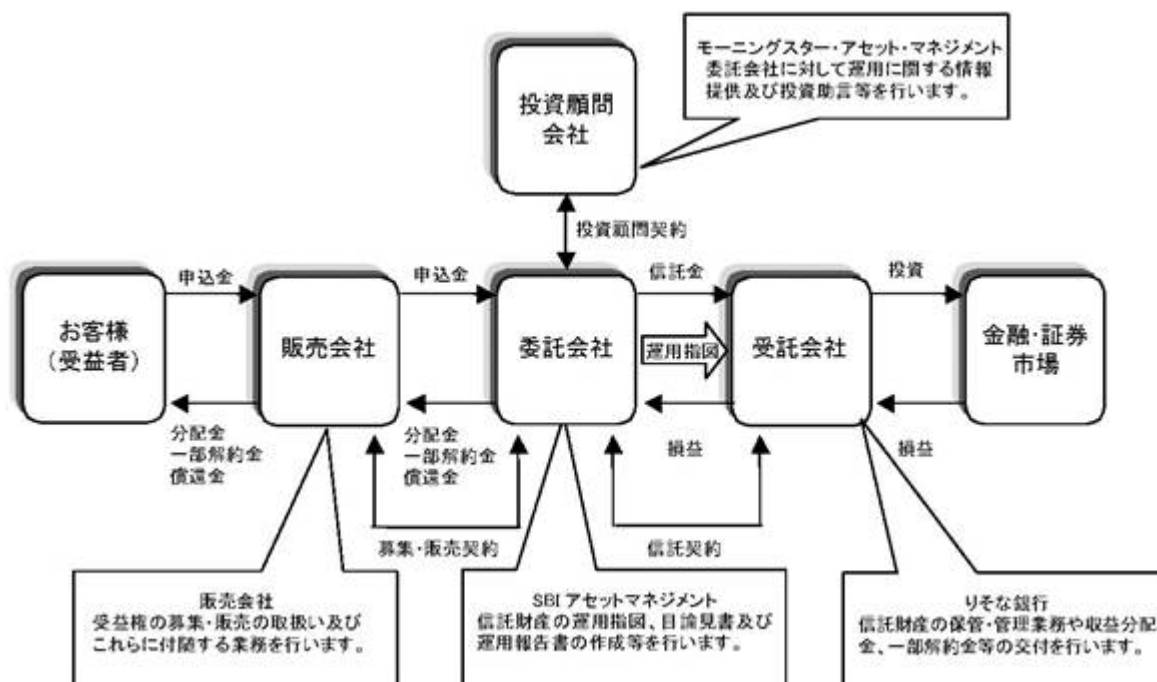
(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



②委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託しています。

③委託会社の概況（2020年5月末日現在）

(i) 資本金

4億20万円

(ii) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をSBIアセットマネジメント・グループ株式会社（SBI AMG）が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBI AMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

1986年 8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年 2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年 9月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001年 1月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更
2002年 5月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更
2005年 7月 1日	S B I アセットマネジメント株式会社に商号を変更
2007年 9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

(iii) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
S B I アセットマネジメント・グループ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1. 基本方針

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

2. 運用方法

(i) 投資対象

主としてE T F（上場投資信託）への投資を通じて、世界（日本を含む）の中小型株式へ実質的に投資します。

なお、投資対象とするE T F（上場投資信託）は後述（2）投資対象の参考情報「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。なお、それらを個々にまたは総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

(ii) 投資態度

- ① 本ファンドは世界（日本を含む）の中小型株式市場の値動きと同等の投資成果をめざします。FTSEグローバル スモール・キャップ インデックス（円換算ベース）を参考指標とします。（2015年2月変更）ただし、当該参考指標は委託者の判断により予告なく変更する場合があります。
- ② 世界（日本を含む）の中小型株式市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組み合わせることにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。
- ③ ポートフォリオの国・地域別構成比率（以下、構成比率）等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。
投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。（2015年2月変更）
 - (1) 米国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 60%
 - (2) 米国を除く世界の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 40%合 計 100%
- ④ 市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、原則として3ヶ月に1回、基本投資割合へ戻す調整を行います。
- ⑤ 基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、参考指標との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に1回行います。
- ⑥ 当初設定時に組入れた投資対象ファンドは、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たな投資対象ファンドを組入れる場合があります。
- ⑦ 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。
- ⑧ 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。
- ⑨ 投資対象ファンドの合計組入比率は高位に維持することを原則とします。
- ⑩ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

- 投資先ファンドは、本ファンドの運用方針達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先および投資手法等を考慮して選定しております。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定めるE T F（上場投資信託証券）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、3. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

③ 金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- ④ 前記②の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③1. から4. までは掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔参考情報〕

投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドは以下の通りです。ただし、今後投資対象から外したり、新たなファンドを投資対象とする場合があります。

ファンド名称	バンガード・スモールキャップ ETF
ファンドの目的	CRSP USスモールキャップ・インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	The Vanguard Group, Inc.
管理報酬等	年率0.05%

ファンド名称	バンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スモールキャップETF
ファンドの目的	FTSEグローバル・スモールキャップ（除く米国）インデックスに連動する投資成果を目指します。
委託会社	The Vanguard Group, Inc.
管理報酬等	年率0.11%

※上記は2020年5月末日時点で委託会社が取得可能な情報を基に記載しており、今後変更される場合があります。

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）、最高運用責任者、運用部長（1名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

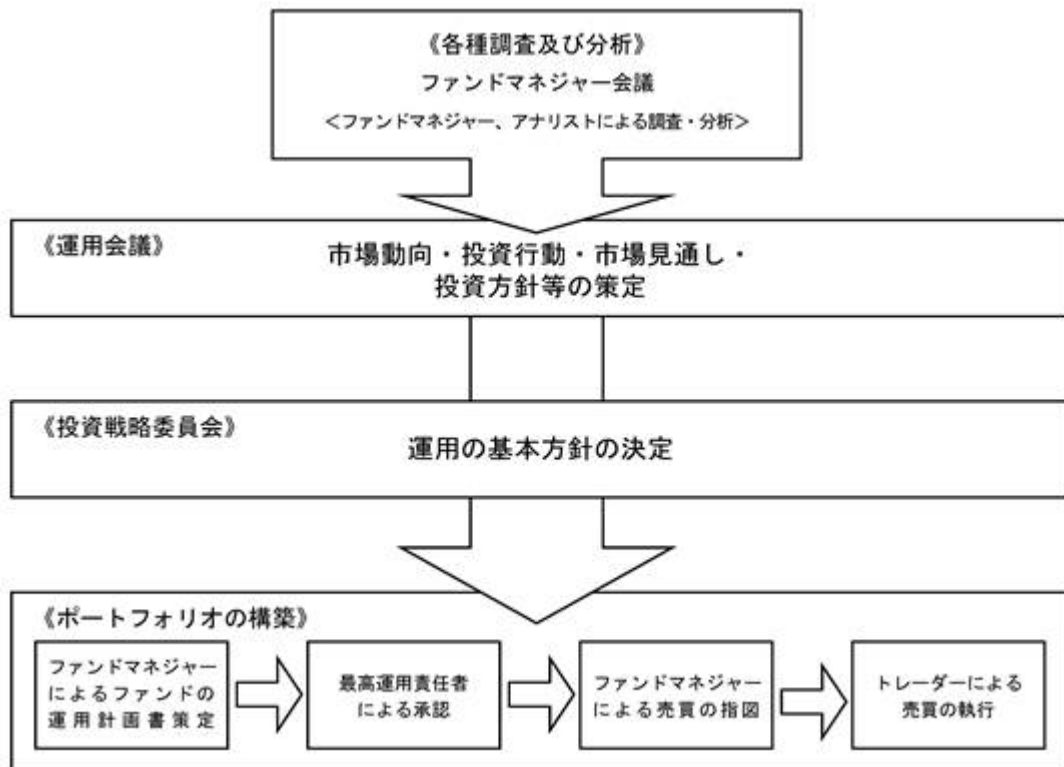
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス・オフィサーがファンドに係る意思決定を監督します。

<受託会社に対する管理体制>

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回決算（毎年5月12日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）を行い、毎計算期末に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ③ 収益分配に充当せず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (i) 分配金、配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- (ii) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

(iii) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

(i) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ii) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

(iii) 株式への直接投資は行いません。

(iv) 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(v) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

(i) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第20条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(ii) 外国為替予約取引の指図及び範囲(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

④ その他

(i) 資金の借入れ(信託約款第27条)

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

- ・ 株価変動リスク

一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

- ・ 為替変動リスク

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ 信用リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ 流動性リスク

投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

その他の留意点

○本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

○銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

○収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

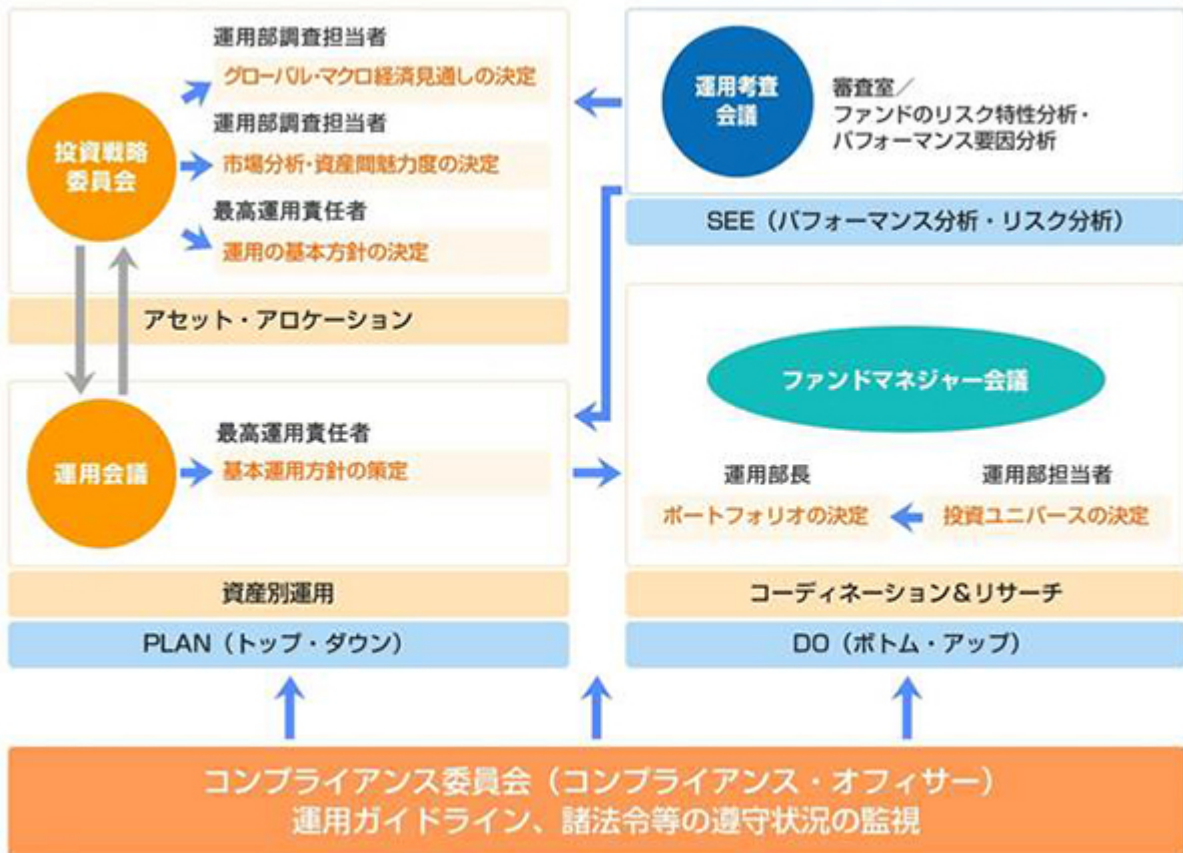
○投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。

○収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

《リスク管理体制》

① 運用に関するリスク管理体制

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月 1 回	常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月 1 回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用審査会議	原則月 1 回	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月 1 回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

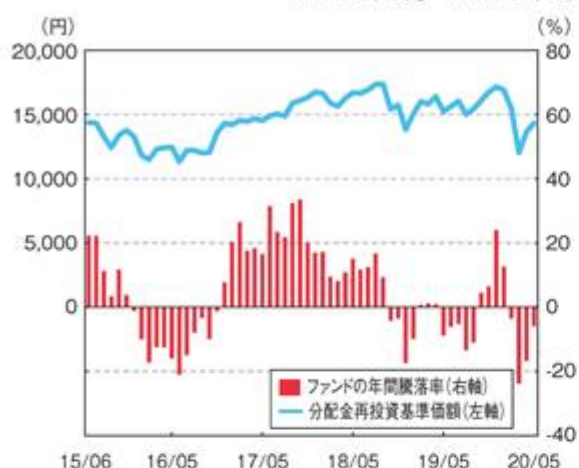
③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2015年6月～2020年5月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2015年6月～2020年5月



- * 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

- 日本株……………Morningstar 日本株式
- 先進国株……………Morningstar 先進国株式(除く日本)
- 新興国株……………Morningstar 新興国株式
- 日本国債……………Morningstar 日本国債
- 先進国債……………Morningstar グローバル国債(除く日本)
- 新興国債……………Morningstar 新興国ソブリン債

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て利子・配当込みのグロス・リターンの指数です。

〈各指数の概要〉

日本株: Morningstar 日本株式は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
 先進国株: Morningstar 先進国株式(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
 新興国株: Morningstar 新興国株式は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
 日本国債: Morningstar 日本国債は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
 先進国債: Morningstar グローバル国債(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
 新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えばこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に年0.253%（税抜：年0.23%）を乗じて得た金額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。										
		信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率										
		＜信託報酬の配分（税抜）＞										
		<table><tr><th>支払先</th><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>年0.10%</td><td>ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.10%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.03%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.10%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価	販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社
支払先	料率	役務の内容										
委託会社	年0.10%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価										
販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価										
受託会社	年0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価										
		上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。 投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。										
	投資対象とする 投資信託証券	年0.074% ＊投資対象ファンドの信託報酬率を基に基本投資割合で試算した信託報酬率であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、投資対象ファンドの信託報酬の改定や投資対象ファンドの変更等により数値が変動する場合があります。										
	実質的な負担	年0.327%（税込）程度 ＊本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。										

(4) 【その他の手数料等】

信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税相当額は計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

有価証券売買時の売買委託手数料、保管費用等本ファンドの投資に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等が信託財産から差引かれます。なお、その他の費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2020年5月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

① 個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除は適用されません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ. 解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

③ 確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

<注1>個別元本について

① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

- ① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2020年 5月29日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	アメリカ	6,162,309,987	99.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	39,304,333	0.63
合計(純資産総額)		6,201,614,320	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年 5月29日現在)

国/ 地域	種 類	銘 柄 名	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD SMALL-CAP ETF	242,139	14,465.48	3,502,658,409	15,334.85	3,713,166,043	59.87
アメリカ	投資信託 受益証券	VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	246,311	9,515.13	2,343,682,091	9,943.29	2,449,143,944	39.49

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2020年 5月29日現在)

種 類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.37
合 計	99.37

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2020年 5月29日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2014年 5月12日)	1,062,866,767	1,062,866,767	11,327	11,327
第2計算期間末 (2015年 5月12日)	2,133,522,462	2,133,522,462	14,289	14,289
第3計算期間末 (2016年 5月12日)	2,641,202,286	2,641,202,286	11,954	11,954
第4計算期間末 (2017年 5月12日)	3,830,853,524	3,830,853,524	14,968	14,968
第5計算期間末 (2018年 5月14日)	5,191,192,317	5,191,192,317	16,661	16,661
第6計算期間末 (2019年 5月13日)	6,082,557,700	6,082,557,700	15,895	15,895
第7計算期間末 (2020年 5月12日)	5,800,490,933	5,800,490,933	13,601	13,601
2019年 5月末日	5,909,642,981	—	15,239	—
6月末日	6,151,133,141	—	15,640	—
7月末日	6,377,714,816	—	16,042	—
8月末日	6,084,498,748	—	15,024	—
9月末日	6,289,697,740	—	15,448	—
10月末日	6,562,306,654	—	16,096	—
11月末日	6,792,466,304	—	16,751	—
12月末日	6,966,890,485	—	17,152	—
2020年 1月末日	6,916,243,867	—	16,925	—
2月末日	6,360,746,167	—	15,458	—
3月末日	5,005,505,106	—	12,049	—
4月末日	5,794,824,444	—	13,653	—
5月末日	6,201,614,320	—	14,332	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金 (円)
第1計算期間	2013年 5月13日～2014年 5月12日	0
第2計算期間	2014年 5月13日～2015年 5月12日	0
第3計算期間	2015年 5月13日～2016年 5月12日	0
第4計算期間	2016年 5月13日～2017年 5月12日	0
第5計算期間	2017年 5月13日～2018年 5月14日	0
第6計算期間	2018年 5月15日～2019年 5月13日	0
第7計算期間	2019年 5月14日～2020年 5月12日	0

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1計算期間	2013年 5月13日～2014年 5月12日	13.27
第2計算期間	2014年 5月13日～2015年 5月12日	26.15
第3計算期間	2015年 5月13日～2016年 5月12日	△16.34
第4計算期間	2016年 5月13日～2017年 5月12日	25.21
第5計算期間	2017年 5月13日～2018年 5月14日	11.31
第6計算期間	2018年 5月15日～2019年 5月13日	△4.60
第7計算期間	2019年 5月14日～2020年 5月12日	△14.43

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第1計算期間	2013年 5月13日～2014年 5月12日	1,486,929,623	548,553,959	938,375,664
第2計算期間	2014年 5月13日～2015年 5月12日	1,164,850,914	610,150,114	1,493,076,464
第3計算期間	2015年 5月13日～2016年 5月12日	1,255,610,963	539,276,149	2,209,411,278
第4計算期間	2016年 5月13日～2017年 5月12日	1,175,784,852	825,809,704	2,559,386,426
第5計算期間	2017年 5月13日～2018年 5月14日	1,290,031,559	733,705,401	3,115,712,584
第6計算期間	2018年 5月15日～2019年 5月13日	1,554,179,265	843,189,174	3,826,702,675
第7計算期間	2019年 5月14日～2020年 5月12日	1,443,690,597	1,005,712,067	4,264,681,205

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2020年5月29日)

(設定日(2013年5月13日)～2020年5月29日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	14,332円
純資産総額	6,201百万円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第3期(2016年5月12日)	0円
第4期(2017年5月12日)	0円
第5期(2018年5月14日)	0円
第6期(2019年5月13日)	0円
第7期(2020年5月12日)	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《構成比率》

	組入比率
投資信託証券	99.37%
現金等	0.63%
合計	100.00%

《組入銘柄》

投資対象ファンドの名称	比率
バンガード・スモールキャップ ETF	59.87%
バンガード・FTSE・オールワールド(除く米国)スモールキャップETF	39.49%

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※税引前分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2013年は設定日2013年5月13日(10,000円)から年末まで、2020年は年初から5月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(i) お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、取得申込日当日がニューヨークの証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、受付を行いません。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBI アセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(ii) お申込単位

- ・ 分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）
- ・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

① 分配金受取コース

② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

また、確定拠出年金を通じて取得申込を行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、上記(i)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(iii) お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額とします。

(iv) お申込手数料

ありません。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとし、上記の規定に準じて算出した価額とします。

2 【換金（解約）手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、換金申込日当日がニューヨークの証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、受付を行いません。詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBI アセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

b. 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

c. 換金価額

解約請求受付日の翌営業日に算出される価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a. の照会先においてもご確認いただけます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目にお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(i) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

(ii) 主な投資対象資産の評価方法

投資信託または外国投資信託の受益証券	原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

(iii) 基準価額の照会頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(2) 【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は2013年5月13日から開始し、原則として無期限です。

ただし、後記の「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年5月13日から翌年5月12日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

(i) 信託の終了

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 前記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記②から④までに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(ii) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「(iii) 約款変更」②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

(iii) 約款変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託会社は、前記①の事項（前記①の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる1つまたは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbiam.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(v) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または第44条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(vi) 運用報告書の作成

ファンドは、毎計算期末（毎年5月12日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(vii) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(ii) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(iii) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2019年5月14日から2020年5月12日まで）の財務諸表について、ひびき監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年7月13日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

東京事務所

代表社員
業務執行社員

公認会計士

田中 弘司 印

業務執行社員

公認会計士

黒崎 浩利 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているE X E－i グローバル中小型株式ファンドの2019年5月14日から2020年5月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、E X E－i グローバル中小型株式ファンドの2020年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1 【財務諸表】

【E X E - i グローバル中小型株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2019年 5月13日現在	第7期 2020年 5月12日現在
資産の部		
流動資産		
預金	113,727	112,549
コール・ローン	31,758,545	63,262,524
投資信託受益証券	6,054,175,104	5,779,597,422
未収入金	9,867,431	4,212,167
流動資産合計	6,095,914,807	5,847,184,662
資産合計	6,095,914,807	5,847,184,662
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,039	2,495
未払金	285,411	27,950,678
未払解約金	5,804,277	10,808,423
未払受託者報酬	933,638	1,020,079
未払委託者報酬	6,224,228	6,800,471
未払利息	87	173
その他未払費用	108,427	111,410
流動負債合計	13,357,107	46,693,729
負債合計	13,357,107	46,693,729
純資産の部		
元本等		
元本	3,826,702,675	4,264,681,205
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,255,855,025	1,535,809,728
元本等合計	6,082,557,700	5,800,490,933
純資産合計	6,082,557,700	5,800,490,933
負債純資産合計	6,095,914,807	5,847,184,662

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 自 2018年 5月15日 至 2019年 5月13日	第7期 自 2019年 5月14日 至 2020年 5月12日
営業収益		
受取配当金	92,355,614	127,831,889
受取利息	37,742	60,939
有価証券売買等損益	△356,438,790	△891,816,382
為替差損益	△434,936	△126,836,081
営業収益合計	△264,480,370	△890,759,635
営業費用		
支払利息	41,860	39,328
受託者報酬	1,852,999	2,036,831
委託者報酬	12,353,253	13,578,761
その他費用	970,057	971,864
営業費用合計	15,218,169	16,626,784
営業利益又は営業損失 (△)	△279,698,539	△907,386,419
経常利益又は経常損失 (△)	△279,698,539	△907,386,419
当期純利益又は当期純損失 (△)	△279,698,539	△907,386,419
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△47,645,291	△57,397,525
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	2,075,479,733	2,255,855,025
剰余金増加額又は欠損金減少額	970,687,512	718,602,372
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	970,687,512	718,602,372
剰余金減少額又は欠損金増加額	558,258,972	588,658,775
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	558,258,972	588,658,775
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2,255,855,025	1,535,809,728

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 ファンドの計算期間 本ファンドの計算期間は原則として、毎年5月13日から翌年5月12日までとしておりますが、前計算期間末が休日のため、当計算期間は2019年 5月14日から2020年5月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期 2019年 5月13日現在	第7期 2020年 5月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	3, 826, 702, 675口	4, 264, 681, 205口
2. 1口当たり純資産額	1. 5895円	1. 3601円
(10, 000口当たり純資産額)	(15, 895円)	(13, 601円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 2018年 5月15日 至 2019年 5月13日	第7期 自 2019年 5月14日 至 2020年 5月12日
1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等 A 67,236,950円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 1,572,964,413円 分配準備積立金額 D 666,151,816円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 2,306,353,179円 象収益額 本ファンドの期末残 F 3,826,702,675口 存口数 10,000口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$ 6,026.98円 分配対象額 10,000口当たり分配 H ー円 金額 収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$ ー円 2. 追加情報 2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等 A 96,110,544円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 2,019,517,996円 分配準備積立金額 D 572,518,915円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 2,688,147,455円 象収益額 本ファンドの期末残 F 4,264,681,205口 存口数 10,000口当たり収益 $G=E/F \times 10,000$ 6,303.26円 分配対象額 10,000口当たり分配 H ー円 金額 収益分配金金額 $I=F \times H/10,000$ ー円 2. 追加情報 同左

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自 2018年 5月15日 至 2019年 5月13日	第7期 自 2019年 5月14日 至 2020年 5月12日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。	同左
	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	同左
	②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	同左
	③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 2019年 5月13日現在	第7期 2020年 5月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②派生商品評価勘定 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 ③上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2018年 5月15日 至 2019年 5月13日	第7期 自 2019年 5月14日 至 2020年 5月12日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△293,914,797	△893,707,116
合計	△293,914,797	△893,707,116

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

種類	第6期(2019年 5月13日現在)				第7期(2020年 5月12日現在)			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引以外の取引 為替予約取引								
買建	0	0	0	0	23,740,703	0	23,738,208	△2,495
米ドル	0	0	0	0	23,740,703	0	23,738,208	△2,495
売建	9,578,390	0	9,579,429	△1,039	0	0	0	0
米ドル	9,578,390	0	9,579,429	△1,039	0	0	0	0
合計	9,578,390	0	9,579,429	△1,039	23,740,703	0	23,738,208	△2,495

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」という。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2018年 5月15日 至 2019年 5月13日	第7期 自 2019年 5月14日 至 2020年 5月12日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

本ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第6期 自 2018年 5月15日 至 2019年 5月13日	第7期 自 2019年 5月14日 至 2020年 5月12日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,115,712,584円	3,826,702,675円
期中追加設定元本額	1,554,179,265円	1,443,690,597円
期中一部解約元本額	843,189,174円	1,005,712,067円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額	備考
米ドル	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE ALL WORLD EX-US SMALL-CAP ETF	243,591	21,550,495.77	
		VANGUARD SMALL-CAP ETF	239,429	32,203,200.50	
米ドル合計			483,020	53,753,696.27 (5,779,597,422)	
合計				5,779,597,422 (5,779,597,422)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	2020年 5月29日現在
I 資産総額	6,216,215,080円
II 負債総額	14,600,760円
III 純資産総額（I－II）	6,201,614,320円
IV 発行済口数	4,327,235,980口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4332円
1万口当たり純資産額	14,332円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

- (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

- (3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

- (5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、す。）に支払います。

- (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

① 資本金の額

(i) 資本金の額(2020年5月末日現在)

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ii) 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。

(iii) 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。

(iv) 最近5年における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

② 委託会社の機構

(i) 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii) 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）、投資助言業務（投資助言・代理業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(2020年5月末日現在)

ファンドの種類	本 数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	62	257,098
単位型株式投資信託	4	10,218

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 間 洋 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 倉 毅 典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	960,929	840,561
前払費用	43,348	37,716
未収入金	15,495	—
未収委託者報酬	466,454	464,273
未収運用受託報酬	—	187
未収投資助言報酬	55	—
その他	13,730	28,419
流動資産合計	1,500,013	1,371,157
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 11,426	※ 10,324
器具備品	※ 2,394	※ 4,901
有形固定資産合計	13,821	15,226
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	3,936	4,028
商標権	1,245	1,541
無形固定資産合計	5,249	5,637
投資その他の資産		
投資有価証券	740,270	868,642
繰延税金資産	121,163	163,346
長期差入保証金	19,802	19,802
その他	1,764	1,620
投資その他の資産合計	883,000	1,053,411
固定資産合計	902,071	1,074,275
資産合計	2,402,084	2,445,433

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,913	3,223
未払金	379,118	347,341
未払手数料	336,493	307,088
その他未払金	42,625	40,253
未払法人税等	80,436	11,467
未払消費税等	10,134	3,617
流動負債合計	471,603	365,651
負債合計	471,603	365,651
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,682,828	2,014,188
利益剰余金合計	1,712,840	2,044,200
株主資本合計	2,113,040	2,444,400
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△182,559	△367,962
繰延ヘッジ損益	—	3,343
評価・換算差額等合計	△182,559	△364,618
純資産合計	1,930,481	2,079,782
負債純資産合計	2,402,084	2,445,433

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,223,568	2,491,085
運用受託報酬	—	297
投資助言報酬	56	—
その他営業収益	—	3,347
営業収益計	3,223,624	2,494,730
営業費用		
支払手数料	2,186,795	1,657,656
広告宣伝費	15,208	16,905
調査費	31,778	29,882
調査費	31,778	29,882
委託計算費	123,090	104,181
営業雑経費	25,835	27,158
通信費	1,330	968
印刷費	20,581	22,101
協会費	2,463	2,681
諸会費	12	135
その他営業雑経費	1,447	1,269
営業費用計	2,382,708	1,835,784
一般管理費		
給料	178,095	167,426
役員報酬	51,028	38,545
給料・手当	127,066	128,881
交際費	109	4
旅費交通費	12,073	5,879
福利厚生費	23,117	22,277
租税公課	10,675	9,037
不動産賃借料	18,138	18,917
消耗品費	2,313	1,338
事務委託費	15,251	11,177
退職給付費用	5,163	4,686
固定資産減価償却費	3,550	4,378
諸経費	15,057	15,383
一般管理費計	283,545	260,508
営業利益	557,370	398,437
営業外収益		
受取利息	4	5
受取配当金	9	78,813
為替差益	10	—
助成金収入	1,140	—
雑収入	354	1,512
営業外収益計	1,519	80,331
営業外費用		
為替差損	—	234
雑損失	309	—
営業外費用計	309	234
経常利益	558,580	478,534

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
特別損失		
子会社清算損	52,280	—
事務所移転費用	3,064	—
特別損失計	55,344	—
税引前当期純利益	503,235	478,534
法人税、住民税及び事業税	167,023	109,007
法人税等調整額	△31,239	38,166
法人税等合計	135,783	147,173
当期純利益	367,452	331,360

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	400, 200	30, 012	1, 315, 376	1, 345, 388	1, 745, 588	△60, 260	△60, 260	1, 685, 327
当期変動額								
当期純利益			367, 452	367, 452	367, 452			367, 452
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△122, 298	△122, 298	△122, 298
当期変動額合計	—	—	367, 452	367, 452	367, 452	△122, 298	△122, 298	245, 153
当期末残高	400, 200	30, 012	1, 682, 828	1, 712, 840	2, 113, 040	△182, 559	△182, 559	1, 930, 481

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計					
			繰越利益 剰余金						
当期首残高	400,200	30,012	1,682,828	1,712,840	2,113,040	△182,559	—	△182,559	1,930,481
当期変動額									
当期純利益			331,360	331,360	331,360				331,360
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△185,402	3,343	△182,059	△182,059
当期変動額合計	—	—	331,360	331,360	331,360	△185,402	3,343	△182,059	149,300
当期末残高	400,200	30,012	2,014,188	2,044,200	2,444,400	△367,962	3,343	△364,618	2,079,782

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-15年、器具備品が3-15年であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 株価指数先物

ヘッジ対象 投資有価証券

③ ヘッジ方針

価格変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 1,009千円	建物 2,111千円
器具備品 2,110千円	器具備品 3,312千円
合計 3,120千円	合計 5,423千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク(価格、為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

(単位: 千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	960,929	960,929	—
(2) 未収入金	15,495	15,495	—
(3) 未収委託者報酬	466,454	466,454	—
(4) 未収投資助言報酬	55	55	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	740,270	740,270	—
資産計	2,183,205	2,183,205	—
未払金	379,118	379,118	—
負債計	379,118	379,118	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収入金 (3) 未収委託者報酬 (4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	19,802

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	960,929
未収入金	15,495
未収委託者報酬	466,454
未収投資助言報酬	55
合計	1,442,934

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、株価指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っており、ヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	840,561	840,561	—
(2) 未収委託者報酬	464,273	464,273	—
(3) 未収運用受託報酬	187	187	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	868,642	868,642	—
資産計	2,173,664	2,173,664	—
未払金	347,341	347,341	—
負債計	347,341	347,341	—
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	4,819	4,819	—
デリバティブ取引計(注)	4,819	4,819	—

(注)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	19,802

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	840,561
未収委託者報酬	464,273
未収運用受託報酬	187
合計	1,305,021

(有価証券関係)

前事業年度 (2019年 3月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	740,270	1,003,400	△263,129
	小計	740,270	1,003,400	△263,129
合計		740,270	1,003,400	△263,129

2. 売却したその他有価証券

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	10,690	—	309
合計	10,690	—	309

当事業年度 (2020年 3月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	868,642	1,399,000	△530,357
	小計	868,642	1,399,000	△530,357
合計		868,642	1,399,000	△530,357

2. 売却したその他有価証券

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	11,154	1,154	—
合計	11,154	1,154	—

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2020年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	株価指数先物取引 買建	投資有価証券	10,000	—	4,819
合計			10,000	—	4,819

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）5,163千円、当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）4,686千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)																																														
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>438千円</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td><td>35,122</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>2,735</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>1,610</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>80,570</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,124</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>121,601</td></tr> <tr> <td>評価性引当額(注)</td><td>△438</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>121,163</td></tr> </table> (注) 評価性引当額の変動の主な内容は、子会社株式評価損に係る評価性引当額の減少です。	繰延税金資産		電話加入権	438千円	関係会社株式評価損	35,122	未払事業税	2,735	その他未払税金	1,610	その他有価証券評価差額金	80,570	その他	1,124	繰延税金資産小計	121,601	評価性引当額(注)	△438	繰延税金資産合計	121,163	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>438千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>886</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>866</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>162,395</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>673</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>165,260</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△438</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>164,822</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td><td>△1,475</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△1,475</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>163,346</td></tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	438千円	未払事業税	886	その他未払税金	866	その他有価証券評価差額金	162,395	その他	673	繰延税金資産小計	165,260	評価性引当額	△438	繰延税金資産合計	164,822	繰延税金負債		繰延ヘッジ損益	△1,475	繰延税金負債合計	△1,475	繰延税金資産の純額	163,346
繰延税金資産																																															
電話加入権	438千円																																														
関係会社株式評価損	35,122																																														
未払事業税	2,735																																														
その他未払税金	1,610																																														
その他有価証券評価差額金	80,570																																														
その他	1,124																																														
繰延税金資産小計	121,601																																														
評価性引当額(注)	△438																																														
繰延税金資産合計	121,163																																														
繰延税金資産																																															
電話加入権	438千円																																														
未払事業税	886																																														
その他未払税金	866																																														
その他有価証券評価差額金	162,395																																														
その他	673																																														
繰延税金資産小計	165,260																																														
評価性引当額	△438																																														
繰延税金資産合計	164,822																																														
繰延税金負債																																															
繰延ヘッジ損益	△1,475																																														
繰延税金負債合計	△1,475																																														
繰延税金資産の純額	163,346																																														
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>30.6%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>△3.4</td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.3</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>27.0</td></tr> </table>	法定実効税率	30.6%	(調整)		評価性引当額の増減	△3.4	住民税均等割	0.1	その他	△0.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。																																		
法定実効税率	30.6%																																														
(調整)																																															
評価性引当額の増減	△3.4																																														
住民税均等割	0.1																																														
その他	△0.3																																														
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0																																														

(セグメント情報)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
S B I 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型)	788,160
S B I 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ	322,488
S B I 小型成長株ファンド ジェイクル	321,539

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
S B I 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型)	633,842

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託・販促	販売委託支払手数料	753,660	未払金	122,799
							広告宣伝費	796		

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBI Fund Management Company S.A.	5, Allee Scheffer, L-2520 Luxembourg	118	ファンド運用管理等	100	投資助言	清算に伴う残余財産の配当	60,000	未収入金	15,495

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。
3. SBI Fund Management Company S.A. は清算結了に向けて事務手続きを進めており、取引金額は2018年12月19日に行われた残余財産の初回配当によるものです。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社 (東京証券取引所ジャスダック市場に上場)
SBI グローバルアセットマネジメント株式会社 (非上場)
SBI ホールディングス株式会社 (東京証券取引所市場第一部に上場)

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託・販促	販売委託支払手数料	586,867	未払金	117,336
							広告宣伝費	160		

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBI アセットマネジメント・グループ株式会社 (非上場)
モーニングスター株式会社 (東京証券取引所ジャスダック市場に上場)
SBI グローバルアセットマネジメント株式会社 (非上場)
SBI ホールディングス株式会社 (東京証券取引所市場第一部に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	当事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
1株当たり純資産額	52,745円40銭	56,824円65銭
1株当たり当期純利益	10,039円69銭	9,053円55銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	当事業年度 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
当期純利益(千円)	367,452	331,360
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	367,452	331,360
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるものの他、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

① 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
E X E－i グローバル中小型株式ファンド
信託約款

S B I アセットマネジメント株式会社
株式会社りそな銀行

運用の基本方針

約款第 19 条にもとづき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として E T F（上場投資信託）への投資を通じて、世界（日本を含む）の中小型株式へ実質的に投資します。投資対象とする E T F（上場投資信託）は別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

(2) 投資態度

- ① 本ファンドは世界（日本を含む）の中小型株式市場の値動きと同等の投資成果をめざします。具体的には、MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス・スモールキャップ（円換算ベース）を参考指標とします。ただし、当該参考指標は委託者の判断により予告なく変更する場合があります。なお、当該参考指標を変更した場合は別に記載します。
- ② 世界（日本を含む）の中小型株式市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組合せることにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ③ ポートフォリオの国・地域別構成比率（以下、構成比率）等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。

当初設定時の投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。なお、基本投資割合を変更した場合は別に記載します。

- (1) 米国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 50%
 - (2) 米国を除く先進国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 40%
 - (3) 新興国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 10%
- 合 計 100%
- ④ 市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、原則として 3 ヶ月に 1 回、基本投資割合へ戻す調整を行います。
 - ⑤ 基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、参考指標との連動性、流動性等を考慮して、原則として 1 年に 1 回行います。
 - ⑥ 当初設定時に組入れた投資対象ファンドは、その後投資対象から外れたり、投資対象として新たな投資対象ファンドを組入れる場合があります。
 - ⑦ 本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行い、実質的な運用は投資信託証券への投資を通じて行います。

- ⑧ 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。
- ⑨ 投資対象ファンドの合計組入比率は高位に維持することを原則とします。
- ⑩ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑪ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 分配方針

年1回決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
E X E－i グローバル中小型株式ファンド
信託約款

第 1 条（信託の種類、委託者および受託者）

この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

第 2 条（信託事務の委託）

受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた 1 つの金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下、次項、第 18 条第 1 項、第 18 条第 2 項および第 22 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

第 3 条（信託の目的および金額）

委託者は、金 281,839,008 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

第 4 条（信託金の限度額）

委託者は、受託者と合意のうえ、当初の信託金額と追加の信託金額との合計で、金 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

第 5 条（信託期間）

この信託の期間は、信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項および第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

第 6 条（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

第 7 条（当初の受益者）

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

第 8 条（受益権の分割および再分割）

委託者は、第 3 条の規定による受益権については 281,839,008 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に

分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

第 9 条（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を計算日現在における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第 21 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

第 10 条（信託日時の異なる受益権の内容）

この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

第 11 条（受益権の帰属と受益証券の不発行）

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した 1 つの振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下、「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

第 12 条（受益権の設定に係る受託者の通知）

受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

第 13 条（受益権の取得申込単位および価額）

委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、そ

の取得申込者に対し、1円単位または1口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 第1項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④前項の規定にかかわらず、受益者が、第35条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める日に該当する日の取得申込みの場合は、前項の受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、第35条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

⑦前項により取得申込みの受付けが中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受け付けたものとし、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

第14条（受益権の譲渡に係る記載または記録）

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記

載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

第 15 条（受益権の譲渡の対抗要件）

受益権の譲渡は、第 14 条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 16 条（投資の対象とする資産の種類）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

第 17 条（運用の指図範囲等）

委託者は、信託金を、主として別に定める E T F（上場投資信託証券）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

第 18 条（利害関係人等との取引等）

受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条から第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 25 条から第 27 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

第 19 条（運用の基本方針）

委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

第 20 条（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

第 21 条（外国為替予約取引の指図および範囲）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

第 22 条（信託業務の委託等）

受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 23 条（混蔵寄託）

金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 24 条（信託財産の登記等および記載等の留保等）

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第 25 条（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図をすることができます。

第 26 条（再投資の指図）

委託者は、第 25 条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

第 27 条（資金の借入れ）

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

第 28 条（損益の帰属）

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

第 29 条（受託者による資金の立替え）

信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

第 30 条（信託の計算期間）

この信託の計算期間は、毎年 5 月 13 日から翌年 5 月 12 日までとすることを原則とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 26 年 5 月 12 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

第 31 条（信託財産に関する報告等）

受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

第 32 条（信託事務の諸費用等）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を行い、当該支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、

当該支払金額の信託財産中からの支弁を受ける代わりに、前項に定める諸費用の金額をあらかじめ見積もったうえで、実際または予想される費用金額を上限として、一定の率または一定の金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることもできます。

④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託者が定めた範囲内で、前項の受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。

⑤ 第 3 項の一定の率を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。また、第 3 項の一定の金額を定めた場合、諸費用の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数に応じて按分して計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末ならびに信託終了のときに信託財産中から支弁します。

⑥ 第 1 項の諸費用に係る消費税等に相当する金額は、諸費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

第 33 条（信託報酬等の額および支弁の方法）

委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 23 の率を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（ただし、計算期間の最初の 6 カ月終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

第 34 条（収益の分配方式）

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 35 条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期

間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑦ 前項に規定する収益調整金は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する各受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

第 36 条（収益分配金および償還金の時効）

受益者が、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 35 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第 37 条（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間の終了日の翌営業日までに、償還金については、第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 38 条（信託契約の一部解約）

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者最低単位を 1 円単位または 1 口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については 1 口の整数倍とします。）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

③ 委託者は、第 1 項の規定により、一部解約の実行の請求を受付けたときは、この信託契

約の一部を解約するものとします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 第 3 項の一部解約の価額は、原則として、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項の規定により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

第 39 条（信託契約の解約）

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 5 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

第 40 条（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定にしたがいます。

第 41 条（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 44 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

第 42 条（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

第 43 条（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 44 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

第 44 条（信託約款の変更等）

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場

合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

第 45 条（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

この信託は、受益者が第 38 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第 46 条（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第 47 条（公告）

委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbiam.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

第 47 条の 2（運用報告書に記載すべき事項の提供）

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

第 48 条（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第 49 条（信託約款に関する疑義の取扱い）

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 25 年 5 月 13 日（信託契約締結日）

平成 26 年 2 月 1 日（信託契約変更日）

平成 26 年 12 月 1 日（信託契約変更日）

平成 29 年 10 月 25 日（信託契約変更日）

2019 年 3 月 1 日（信託約款変更日）

委 託 者 S B I アセットマネジメント株式会社
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

受 託 者 株式会社りそな銀行
大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号

【附表】

第 1 条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとしします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとしします。

第 2 条 信託約款第 13 条（受益権の取得申込単位および価額）および第 38 条（信託契約の一部解約）に規定する「別に定める日」は、次の通りとしします。

- ・ ニューヨークの証券取引所の休業日
- ・ ニューヨークの商業銀行の休業日

第 3 条 信託約款の運用の基本方針、信託約款第 17 条（運用の指図範囲等）に規定する別に定める E T F （上場投資信託証券）は、次の通りとしします。（平成 31 年 2 月変更）

1. シュワブ U.S. スモールキャップ ETF
2. バンガード・FTSE・オールワールド（除く米国）スモールキャップ ETF
3. バンガード・スモールキャップ ETF

第 4 条 信託約款の運用の基本方針に規定する参考指標は、次の通りとしします。

（平成 27 年 2 月変更）

- ・ FTSE グローバル スモール・キャップ インデックス（円換算ベース）

第 5 条 信託約款の運用の基本方針(2)投資態度に規定する投資対象ファンドの基本投資割合（平成 27 年 2 月変更）

- (1) 米国の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 60%
- (2) 米国を除く世界の中小型株式指数に連動する投資対象ファンド 40%

合 計 100%